

職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めております。

サービスの種類及び内容	手数料の額	
求人を受け付ける時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は求人者とします	
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス (職業紹介サービス)	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 30%
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言 (職業紹介の付加サービス)	成功報酬	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 30%

上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度に対する事項

弊社から紹介した求職者が、入社後 3 か月以内に退職に至った場合（ただし、死亡及び傷病を原因とするもの並びに求人者の責に帰すべき事由による場合を除く）求人者が当該紹介に対して当社へ支払った紹介手数料の一部を以下の通り求人者へ返金します。

① 入社初日から起算して 1 か月以内に退職した場合

紹介手数料の 50% に相当する金額を返金します

② 入社初日から起算して 3 か月以内に退職した場合

紹介手数料の 30% に相当する金額を返金します